

小規模委託共通仕様書

2026年6月

クリアウォーターOSAKA株式会社

小規模委託共通仕様書
目次

第1編

第1章 総則一般

| | | |
|--------|----------|---|
| 1-1-1 | 適用範囲 | 1 |
| 1-1-2 | 用語の定義 | 1 |
| 1-1-3 | 提出書類 | 2 |
| 1-1-4 | 関係法規等の遵守 | 2 |
| 1-1-5 | 事故防止 | 2 |
| 1-1-6 | 現場管理 | 2 |
| 1-1-7 | 業務計画書 | 3 |
| 1-1-8 | 業務委託報告書 | 3 |
| 1-1-9 | 検査 | 3 |
| 1-1-10 | 作業時間 | 3 |

第2章 現場作業一般事項

| | | |
|-------|------------|---|
| 1-2-1 | 機器の運転、停止等 | 3 |
| 1-2-2 | アスベスト対策 | 3 |
| 1-2-3 | 作業用電力、水道水等 | 4 |
| 1-2-4 | クレーンの使用 | 4 |
| 1-2-5 | あと片付け等 | 4 |
| 1-2-6 | 撤去品 | 4 |
| 1-2-7 | 再委託 | 5 |
| 1-2-8 | その他 | 5 |

第3章 安全管理

| | | |
|-------|------|---|
| 1-3-1 | 一般事項 | 5 |
| 1-3-2 | 安全管理 | 5 |

第4章 暴力団等の排除

| | | |
|-------|---------|---|
| 1-4-1 | 暴力団等の排除 | 6 |
|-------|---------|---|

| | |
|---------|---|
| 提出書類一覧表 | 7 |
|---------|---|

(添付資料)

| | |
|--------------------------|---|
| アスベスト含有建材・設備の取扱いに関する注意事項 | 8 |
|--------------------------|---|

第1編 総則

第1章 総則一般

1-1-1 適用範囲

- 1 本共通仕様書は、クリアウォーターOSAKA株式会社（以下「当社」という。）が、業務委託契約により実施する大阪市建設局所管の下水処理場・抽水所等に関する設備等の小規模委託に適用する。
- 2 本仕様書は、小規模委託の共通仕様書であり、本仕様書に定めのない事項は、別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という。）による。
- 3 特記仕様書に記載された事項は、本仕様書よりも優先する。

1-1-2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の事項に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、クリアウォーターOSAKA株式会社をいう。
- (2) 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と業務委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「監督員等」とは、業務委託申込書に定められた範囲内において、受注者又は業務責任者（以下「受注者等」という。）に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で発注者が定めた監督員等、補助監督員等、監督補助者（監督担当）を総称していう。
なお、発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。
- (4) 「検査員」とは、課長、下水処理場長、主幹の職にあるもの、その他別途代表取締役が特別に定めるもの。
- (5) 「業務責任者」とは、契約の履行に関し、業務の管理、統轄等を行う者をいう。
- (6) 「契約図書」とは、業務委託申込書及び仕様書をいう。
- (7) 「仕様書」とは、共通仕様書、特記仕様書及び明細書をいう。
- (8) 「共通仕様書」とは、業務に共通する遂行及び技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (9) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (10) 「履行期限」とは、事業請負申込書に明示した業務を実施するために要する準備及び後片付けを含め、修繕を完了する期日をいう。
- (11) 「指示」とは、監督員等が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (12) 「請求」とは、発注者若しくは監督員等、又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- (13) 「通知」とは、発注者若しくは監督員等が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員等に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (14) 「報告」とは、受注者が監督員等に対し、業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (15) 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面により求めることをいう。

- (16) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員等又は受注者が書面により同意することをいう。
- (17) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者若しくは監督員等と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (18) 「了解」とは、受注者が監督員等の指示を理解して承認することをいう。
- (19) 「提出」とは、受注者が監督員等に対し、業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (20) 「提示」とは、監督員等が受注者に対し又は受注者が監督員等に対し業務に係る書面又はその他の資料を示し説明することをいう。
- (21) 「届出」とは、受注者が監督員等に対し、業務に関する事項について書面をもって届け出ることを行う。
- (22) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
- 緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日、速やかに有効な書面を提出しなければならない。
- (23) 「業務の完了」とは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすことをいう。
- ア 契約図書（追加、変更指示を含む。）に示されるすべての業務が完了している。
 - イ 監督員等の請求した修補が完了している。
 - ウ 契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了している。
- (24) 「打合せ」とは、業務を適切かつ円滑に実施するために業務責任者と監督員等が面談により業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。

1-1-3 提出書類

受注者は、必要な関係書類を本仕様書に定める様式または、監督員等が指示する様式に基づき作成し、指定期日までに提出しなければならない。

なお、提出書類の用紙サイズは、発注者交付用紙、又は監督員等が指示する場合を除き、日本標準規格紙(A判)の規格寸法によるものとする。

1-1-4 関係法規等の遵守

受注者は、本業務委託を実施するにあたり、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、電気事業法、その他関係法規を遵守する。

1-1-5 事故防止

- 1 受注者は、本業務委託にかかる一切の事故を未然に防止するため、有効かつ適切な事故防止対策を講じる。
- 2 万一、不測の事態により事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、関係先及び当社監督員等に連絡し、その指示を受ける。

1-1-6 現場管理

- 1 受注者は、現場作業中、業務責任者を現場に配置して、現場の指揮監督にあたらなければならない。ただし、作業現場が複数箇所となる場合等で監督員の承諾を得た場合は、業務責任者の代行者（副業務責任者）を定め現場管理にあたらせることができる。

2 業務責任者または副業務責任者は、業務に従事する作業員等を指揮管理し、事故防止及び整理整頓に努めなければならない。

1-1-7 業務計画書

受注者は業務委託共通仕様書の業務計画書作成要領を参考に「業務計画書」または「業務要領書」を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、業務内容に不要な項目は省略することができる。

1-1-8 業務委託報告書

受注者は、業務委託（点検整備）内容、各種測定記録、試運転結果等及び写真を報告書として取りまとめ、提出しなければならない。

ただし、技術的内容が軽易かつ履行の確保が容易な設備等の業務で、特記仕様書に定めがある場合は、「報告書（簡易版）」の様式を使用して提出することができる。

1-1-9 検査

受注者は業務委託を完了したときは、業務完了通知書を提出し検査を受けなければならない。

なお、受注者は検査に必要な書類及び資料等を整備し監督員等に提出もしくは提示するものとする。

受注者は、検査において指摘事項を受けた場合は、検査指摘事項処置確認書を監督員等に提出し、当該処

置完了の確認を受けなければならない。

発注者は、検査完了後、当該物件の引き渡しを受けるものとする。

1-1-10 作業時間

本業務の作業時間は、当社の就業規則により定められた執務時間（AM9:00～PM5:30）とする。

休日又は前項に定める時間以外に作業を行う必要がある場合は、監督員等の承諾を得なければならない。

第2章 現場作業一般事項

1-2-1 機器の運転、停止等

(1) 設備機器の運転、停止操作は、原則として当社社員が行うか、監督員等の指示によって受注者が行い、受注者の判断で行ってはならない。

(2) 下水道施設の機械・電気設備は、24時間連続稼働しているため、維持管理に支障のないよう業務を行うとともに、作業時間はできる限り短縮する。

1-2-2 アスベスト対策

受注者は、特記仕様書に指定がある場合は、委託施工範囲の吹付け材、断熱材、成形板、仕上塗材、保温材、防火区画処理材、パッキン等におけるアスベスト含有の有無等を事前に把握するための調査を実施し、関係法令に則り調査結果の掲示及び官公署への報告並びに受注者への報告を行う。

なお、詳細に関しては、環境省ホームページ「調査結果報告に関する資料」を参照すること。また、アスベスト飛散の可能性がある場合は、発注者と協議のうえ法令等に定められた作業を適切に実施するものとする。

(1) 特記仕様書にアスベスト含有分析の指定がある場合は採取場所を、除去作業が含まれる場合は、その施工方法を業務計画書に記載し監督員等の承諾を得る。

(2) 受注者は添付資料「アスベスト注意事項」を遵守すること。

1-2-3 作業用電力、水道水等

施設内にて業務委託の作業を行う場合に必要な電気、上水、工水、再利用水は、特記仕様書に明記のない限り指定する場所から支給する。ただし、必要な仮設資材等は、受注者の負担とする。

- (1) 作業用電気は、監督員等が指定する最寄り差込コンセントより取出し、漏電遮断器付作業用コードリール等の中継して使用する。
- (2) 電気を直接電灯分電盤や動力配電盤から取出す必要のある時は、漏電遮断器付きの仮設配電盤を設置し使用機器類等と中継する。電気の取出し又は取外しは電気工事士の資格を有する者が行う。また、作業用電気に係る盤の安全管理は、受注者が行う。
- (3) 使用機器類(移動用電動工具を含む)は、受注者が事前に安全を確認したものを使用することとしD種設置工事を施す。

1-2-4 クレーンの使用

委託対象施設に設置されているクレーン等の使用は認めるが、有資格者により運転操作を行うこと。また、クレーン等使用の前後には点検を実施し記録する。なお、使用中の故障、損傷、事故等はすべて受注者の責任とする。

1-2-5 あと片付け等

あと片付け、清掃等は、すべて受注者の負担とする。

1-2-6 撤去品

受注者は、業務により生じる機器類等の撤去品については、有価物(スクラップ)と産業廃棄物に区分して処分するとともに、「有価物引取書」または「産業廃棄物処理報告書」に引き渡し先又は処分先等の必要な事項を記載し、監督員等に提出しなければならない。

- (1) 有価物(スクラップ)については、有価物引取書とともに、引取り業者の許可証の写しを提出する。
- (2) 産業廃棄物の処分方法を、特記仕様書に記載されていない場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に従い適切に処理し、次の書類を提出する。

ア 産業廃棄物処理報告書

イ 受注者と処分業者の契約書写し

ウ 収集運搬業者、処分業者の許可書の写し

エ 収集運搬業者、処分業者の処理及び処分証明書(紙マニフェスト各票又は電子マニフェスト報告書)

- (3) 広域認定業者と委託契約した場合は前(2)項に準じることとするが、エ項については引取り業者の引取り証明書とすることができる。

ただし、リサイクル処分の場合は、引取り証明書だけとすることができる。

- (4) 産業廃棄物の処分方法を、特記仕様書に定める場合は監督員等の指示する場所に搬入し、産業廃棄物処理報告書に搬入先等の必要事項を記載し提出する。

- (5) 受注者において一時保管したのち処理することが適切なものは、「産業廃棄物の適切な処理に関する確約書」を提出する。また、受注者が直近で行った産業廃棄物処理に関する前項(2)号イ～エに示す書類を添付すること。

- (6) 受注者は、特記仕様書に定められた再利用可能な部品等については、特記仕様書または監督員等

の口頭指示する場所で監督員等に引渡すとともに、現場返納品調書を提出する。また、特記仕様書に定めがない再利用可能な部品等が発生した場合は、監督員等に報告し、監督員等の口頭指示に従うとともに現場返納品調書を提出する。

1-2-7 再委託

1 受注者は業務の主たる部分を再委託することができない。なお、主たる部分とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 業務委託における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- (2) その他委託業務に係る仕様書に定める事項

2 コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計等の軽微な部分はこの限りではない。

1-2-8 その他

業務の細部に関しては、監督員等と協議のうえ実施する。

第3章 安全管理

1-3-1 一般事項

本業務の実施に係る安全管理については、関係法規及び監督官公署の指示を遵守する。

1-3-2 安全管理

安全管理に関しては次の事項に留意し、監督員等の指示するものは書類で提出する。

1 資格を必要とする作業

受注者は、関係法規及び監督官公署の指示に基づく資格を必要とする作業について、作業前に業務計画書等により監督員等に提示し、確認されたのち作業する。

- (1) 酸素欠乏等危険場所での作業
- (2) クレーン作業(玉掛けを含む。)
- (3) 溶接作業
- (4) 足場組立作業
- (5) その他、特記仕様書に記載されている資格を必要とする作業

2 作業場所の区分

- (1) 維持管理範囲と輻湊する場所
- (2) 維持管理用通路の確保
- (3) 資材置場

3 危険作業における安全措置

- (1) 高所作業
- (2) 上下作業
- (3) 電気事故防止
- (4) 安全標識
- (5) 保護具の着用

4 仮設作業における安全措置

- (1) 作業用足場

- (2) 仮設配線、仮設配管
- (3) トラック、クレーン等
- 5 防火管理、喫煙場所の指定
- 6 交通安全

第4章 暴力団等の排除

1-4-1 暴力団等の排除

暴力団等の排除については、別に定める特記仕様書の内容を遵守すること。

なお、特記仕様書に関しては、当社ホームページを参照すること。

小規模委託提出書類一覧表

| 番号 | 書類名 | 提出部数 | 様式 (小委-○) | 内容 | 提出先 | 提出時期 |
|----|---------------------|------|-------------------|--|--------------------|------------------|
| 1 | 業務責任者通知書 | 1 | 1 | | 監督所管 | 契約締結後 |
| 2 | 打合せ記録書 | 2 | 2 | 発注者と受注者の間で、指示・通知・協議・承諾・報告・提出等ととりかわす書面。 | 〃 | 打合せの都度 |
| 3 | 業務計画書 | 1 | | 業務要領書でも可。不要な項目は省略可。 | 〃 | 業務実施打合せの前まで |
| 4 | 酸素欠乏症等危険作業計画書及び測定記録 | 1 | 4-1 4-2 4-3 | 酸素欠乏症等の恐れのある場所で業務を行う場合に提出する。 | 〃 | その都度 |
| 5 | 現場返納品調書 | 1 | 5 | 現場で発生した場内返納品を記載する。 | 〃 | 完成時 |
| 6 | 有価物引取書 | 1 | 6 | 現場で引取った有価物を記載する。 | 〃 | 〃 |
| 7 | 産業廃棄物処理報告書 | 1 | 7 | 現場で発生した産業廃棄物の処理について記載する。 | 〃 | 〃 |
| 8 | 産業廃棄物の適正な処理に関する確約書 | 1 | 8 | 受注者において一時保管したのち処理を行う場合提出する。 | 〃 | 〃 |
| 9 | 業務報告書 | ※1 | | | 〃 | 完成時 写真帳とまとめる |
| 10 | 業務写真帳 | ※1 | | | 〃 | 完成時 報告書とまとめる |
| 11 | 業務報告書（簡易版） | ※1 | 11 | 特記仕様書に定めがある場合は報告書を簡易版としてもよい。 | 〃 | 完成時 |
| 12 | 業務完了通知書 | 1 | 12 | | 〃 | 業務完了日 |
| 13 | 検査指摘事項処置確認書 | 1 | 13 | | 〃 | 指摘事項処置完了後 |
| 14 | 請求書 | 1 | ホームページ | 入札・契約情報（請求書） | 〃 | 検査実施後かつ指摘事項処置完了後 |
| 15 | 暴力団等の排除に関する誓約書 | 1 | ホームページ | 業務委託申込書による。 | 元請：契約担当 下請：監督所管 | |
| 16 | 業務委託指示書（兼承諾書） | 2 | 参考1 | 緊急で作業が必要な場合に当社より発行する。（仮契約書となる） | 監督所管 に返却 | 緊急作業前 |
| 17 | 監督員について（通知） | 1 | 参考2 | 業務委託申込書による。 | 受注者 | 監督員を定めたとき |

※1 特記仕様書によるものとする。

アスベスト含有建材・設備の取扱いに関する注意事項

弊社では、下水道工事、修繕、委託等（以下工事等）におけるアスベスト飛散防止のため、全ての工事等の施工範囲について石綿使用の有無に係る事前調査を義務付けるとともに、下請けを含む全ての作業員に対するアスベスト教育の実施を求めている。

しかし、事前調査の不足、施工計画書、修繕計画書等や作業要領の不備、現場作業員の認識不足、監督員との調整不足などにより、適切な飛散防止対策を実施しないままアスベストを含有する建材や設備（可能性のあるものを含む）を加工するという事故が後を絶たないでいる。

現場代理人等においては、関係法令を遵守するとともに、アスベストの適切な取扱いについて下請けを含む作業員全員への周知徹底と意識向上を図り、作業工程や労働安全を適切に管理すること。

記

- 1) 事前調査は、全ての施工範囲についてアスベスト含有の有無を確認すること。また、天井裏、床下など確認しづらい場所も漏れ無く調査を行い、書面による結果報告とあわせて監督員と現地確認するなど、互いに齟齬のないようにすること。
- 2) アスベスト含有建材・設備（可能性のあるものを含む）を加工する作業は、監督員の承諾を得た上で実施すること。また、事前調査範囲外の作業、施工計画書に記載のない予定外作業は厳に慎むこと。
- 3) 実際の作業時において、事前調査と異なる状況を発見した場合は作業を一時中断し、直ちに現場代理人に報告するように、作業員全員に徹底させること。
- 4) 全ての作業員に対してアスベスト教育を継続的に実施すること。（特に前項の周知徹底）また、新規入場者があった場合は、その都度アスベスト教育を行うこと。
- 5) アスベスト教育の具体的方法と内容を施工計画書に記載し、確実に履行すること。なお、全ての作業員に裏面の注意事項・作業心得を配布し、注意喚起するとともに、見やすい場所に掲示すること。

工事現場の安全管理は主任技術者の仕事です！

作業者におけるアスベストの注意事項

□現在は使用が禁止されていますが、アスベスト（石綿）は、様々な建材や工業製品に使用されてきました。飛散したアスベストを吸い込むと、将来的に**肺がんや中皮腫を発症する恐れ**があり、最悪の場合死亡に至る、**重篤な健康被害を起こす可能性**があります。

□電気盤、照明、配線ダクト及び機械設備用支持具の裏など見えないところに、**アスベスト含有の吹き付け材が除去できずに残っているところがあります。**

□天井・壁のボード、床Pタイル、スレート屋根、フリーアクセスフロア材、保温材、断熱材、パッキン類、防火区画処理材、スペースヒータ、仕上げ塗材など、**いたるところにアスベスト含有製品が使用されています。**

□アスベストを含有する(または含有の可能性のある)**成形板を切断・破砕等は原則禁止。切断・破砕等の方法を行う場合は法的に養生及び除去後の特定粉塵の清掃が必須です。**

□アスベストを含有する(または含有の可能性のある)**仕上げ塗材については、法及びマニュアル※に基づく作業手順を遵守してください。**

※建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課 令和3年3月 発行)

これら、遵守しない場合は、作業者自らの健康被害だけでなく、工事全般に影響を及ぼす労働安全衛生上の重大事故となります。

作業心得

- 第1 アスベストリスクを徹底管理！（正しいアスベストの取扱いを学ぼう）
- 第2 事前調査の再確認！（作業の前にまず確認！ 疑わしきはまず確認！）
- 第3 壁、天井、床、屋根にある成形板、エルボ部分の保温材は、アスベストが含有していると疑おう！（危険側の管理によりリスクを回避）
- 第4 アスベスト含有が疑われる建材や設備を発見したら、直ちに作業責任者、現場代理人に報告！（ホウ[報告]レン[連絡]ソウ[相談]をきっちり）
- 第5 「この程度なら」「少しぐらいなら大丈夫」と考えず、一旦、作業を中断しよう！（飛散させてしまうと手遅れです）

アスベスト含有建材・設備の加工は、絶対にダメ！